

平成26年度 第2回機関保証制度検証委員会 議事要旨(案)

1. 日時 平成26年12月15日(月) 15:00~17:00

2. 場所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階 翡翠

3. 議事

- (1) 機関保証加入率の分析について
- (2) 機関保証制度加入者の返還金回収状況及び将来のリスク分析について(分析概要および中間報告)
- (3) 他の保証機関との比較調査について
- (4) 自由討議
- (5) 今後の日程について

4. 出席者

(◎委員)

遠藤委員、宗野委員、丹野委員、馬場委員、林委員(委員長)、阿部委員、甲野委員

(○(独)日本学生支援機構(以下、「機構」))

石矢奨学事業本部長、鮫島債権管理部長、金井債権管理部次長、小越機関保証業務課長

(■(公財)日本国際教育支援協会(以下、「協会」))

井上理事長、大森機関保証センター長、平田機関保証課長

(●分析業務受託業者)

プライスウォーターハウスクーパース株式会社(PwC)

5. 議事概要

・井上理事長挨拶

この委員会は、協会の機関保証制度や代位弁済、求償権の回収にとって大変大切な委員会である。林委員長や他の委員の皆様のご指導を得ながら、仕事を進めていきたい。

・議事(1)~(5)について、機構及び分析業務受託業者から説明を行った。

・自由討議

(質疑応答概要)

◎ 委員

機関保証選択率の低下に消費税が影響を与えるかどうかについてであるが、保証料自体に消費税がかかっていないので、直接的に影響しているわけではないという理解でよいと思う。昨日の選挙の結果でも消費税10%は既定路線であるため、今後の影響をどう読むかが難しい。

◎ 委員

消費税が3%上昇したことで機関保証への加入をためらったという説明は、現段階では難しいのではないかと。来年度の予約採用の機関保証選択率が今年度の在学採用程度に減った場合に、多少消費税の影響があったのではとと言えるのではないかと。

◎ 委員

在学採用が予約採用に比べ低下の割合が大きいということは、消費税増税の影響が尾を引いて機関保証を避けたのではという、募集する時期の問題の可能性もある。消費税の影響があり、その伏線としてメディアの取り上げ方が絡んでいるのではないかと。分析結果の考え方に近いが、まだ仮説の段階である。

◎ 委員

奨学金全体の申込者数が若干減少した中で、機関保証から人的保証の方へシフトしている。消費税が上がったからといって奨学金を借りることをやめたというよりは、可処分所得が関係していると考えられる。保証料を差し引かれずに使える金額が少しでも多い人的保証を選んでいるという仮説が立てられるのではないかと。

◎ 委員

行動経済学の観点から言うと、人間は可処分所得が多少増えてもあまり嬉しくないが、損をすることには非常に敏感であるという特徴がある。

■ 協会

協会の事業計画の見直しを行う際に、今後どのように機関保証選択率が動くのかという方向性がないと見直しが難しい。現状の財政収支シミュレーションでは、選択率60%を上限として推計しているが、60%には近づかないというシナリオにすると相当の影響が出るのではないかと。

◎ 委員

消費税の問題かどうかは別として、選択率の上昇が頭打ちになったという事実が大きい。消費税の影響がなかったとしても、従来のように選択率が上昇し続ける前提での検証は難しいので

はないか。

■ 協会

何かはたらきかけをすることで再び選択率が上昇する余地があるのかどうかという問題もある。

◎ 委員

漠然としたデータで推計を行うのは難しい。従来作成していたデータをメインにしたい。

◎ 委員

既に事業計画の作成を始めていると思うので、まずは従来前提でのシナリオをメインに考えたらどうか。基本的に、機構ではなく協会が自主的なシナリオを作る方向でお願いしたい。

◎ 委員

法的措置の内容について確認したい。一般的に、法的措置とは裁判を起こすことや支払督促の申立てを起こすことをいう。この分析においては、サービサーが催告書を送付するのも法的措置に加えているという理解でよいか。

● 分析業務受託業者

その通りである。催告書の送付日以降の回収を法的措置の効果と分類している。

◎ 委員

催告書の内容の中で、それ以前の請求と変わっている点はあるのか。具体的に何をしているのか確認したい。

■ 協会

催告書という名称ではあるが、文書の内容としては支払督促申立予告と同様のものである。

◎ 委員

メディアの取り上げ方を考えたときに、法的措置という単語はきつい印象を受ける。催告書送付段階では、督促強化等の言葉にとどめておいたほうが無難ではないか。

◎ 委員

支払督促申立予告を法的措置に分類するのは違和感がある。予告の段階で分割返還の相談や一部入金があり、法的措置に進まない場合もある。しかし、現状の集計方法では法的措置の件数として計上するため、法的措置の件数が多く見えてしまう。

■ 協会

機構と協会と扱いを統一したほうがよいのではないか。

◎ 委員

法的措置という言葉は誤解を招きかねないため、裁判手続きに入る前の予告の段階を含むこと

を明示すべきではないか。また、明示したうえで支払督促申立予告が何件、最終的に裁判に至ったものが何件等内訳を書くなど、公表されたときに誤解を招かないよう表記を考える必要がある。

■ 協会

前回の委員会で報告した協会の事業計画におけるアクションプランでは、法的措置という言葉は使わず、内容証明による督促書送付と支払督促申立という二つに分類して件数を挙げている。協会では、その二つをまとめて法的措置であるという認識はしていない。

◎ 委員

返還期限猶予制度の利用状況に関わる分析の目的について伺いたい。猶予制度利用者・非利用者では代位弁済後の求償権の回収率が異なってくるのではないかと思うがどうか。

● 分析業務受託業者

猶予制度や減額返還制度の利用後の延滞分析は、債権が機構にある段階のものを分析しており、代位弁済率に与える影響がどの程度あるのかを分析の第一の目的としている。猶予期間が終わった後に代位弁済に陥る人が増加するのではないかという仮説があり、実際にそのような人がいるのか、また猶予制度利用者が返還できているのかという分析を試みている。代位弁済後の回収状況には大きな差はないと考えている。

■ 協会

奨学金の貸与において貸しすぎという問題が指摘されている。金融機関において個人ごとのローンの貸付金額設定の根拠は何か。

◎ 委員 制度としての説明はできるが、実際にどういう人にどのくらい貸しているのかということは答えられない。

■ 協会

貸付限度額はどのように設定しているのか。

◎ 委員

金融機関における貸付は、少額を多くの人に貸すことでリスク分散をはかっている。その基準が貸付限度額に反映されている部分もあると思う。

◎ 委員

教育ローンと他のローンでは、融資の基準に違いはあるか。

◎ 委員

金融機関で教育ローンを貸付ける場合には、支払先を確認する等の事実確認が必要である。

◎ 委員

分析結果では、機関保証選択率の低下の原因が消費税の影響かどうかはアンケートを通じて更に分析するのが望ましいとしているが、アンケートについて確認したい。

○ 機構

アンケートは行う予定であるが、内容や実施規模については未定である。

○ 機構

最近のメディアにおける報道で、機構は奨学金の利息で儲けているという誤った意見が出された。

◎ 委員

こういったメディアの報道は、機関保証制度の選択に影響するのだろうか。

● 分析業務受託業者

奨学金の返還を延滞してしまう問題があることを報道で知り、家族で話し合っ、人的保証を選択するようになるということも一つの仮説としては考えられるだろう。

◎ 委員

そうした場合、むしろ機関保証を選択するような気がする。

(了)